

# JIS

## 航空用語—機材運用

JIS W O 1 3 1 -1991

(2007 確認)

平成 3 年 2 月 1 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

---

主 務 大 臣：通商産業大臣 制定：平成 3. 2. 1

官 報 公 示：平成 3. 2. 26

原案作成協力者：社団法人 日本航空宇宙工業会

審 議 部 会：日本工業標準調査会 自動車 航空部会（部会長 佐々木 柴郎）

この規格についての意見又は質問は、工業技術院標準部機械規格課（〒100 東京都千代田区霞が関1丁目3-1）へ連絡してください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 航空用語—機材運用

W O131-1991

Aircraft—Technical operations—Vocabulary

**1. 適用範囲** この規格は、航空機の機材運用に関する主な用語について規定する。

**参考** この規格の内容は、ATA/IATA/ICCAIA World Airlines Technical Operations Glossary (WATOG) に相当する。

**2. 用語・定義** 用語及び定義は、次のとおりとする。

なお、参考のため対応英語を示す。

**備考1.** 用語欄で二つの用語を並べてある場合は、その順序に従って優先的に使用する。

**2.** 用語欄で（ ）を付けて示してある用語は、誤解のおそれがない限り、（ ）内を省略してもよい。

番号	用語	定義	対応英語（参考）
1010	接近性	整備作業を行う場所に容易に近づくことができるための設計上の形体。	accessibility
1020	附属品	他のアイテムと一緒に使用するか、又は他のアイテムを補うために設計した部品、部分組立品、組立品又は構成部品。 <b>備考</b> エンジンの場合、補機という。	accessory
1030	事故	航空機の運用に伴い、人が飛行のため航空機に搭乗してから、それらの人人がすべて機外に出てしまうまでの間に起こる事態で、次のどれかをいう。 (a) 機内若しくは機上にいることによって、又は航空機若しくはそれに取り付けられたものと直接接触することによって、人が死亡するか又は重傷を負うこと。 (b) 航空機が重大な損傷を受けること。 (c) 第三者の財産に何らかの損害を与えること。	accident
1040	経年実態調査	運用中の経験から収集した情報を分析してアイテムの体系的評価を行うこと。それは、経年による劣化の過程に対するアイテムの抵抗性を評価する。	age exploration
1050	経年敷居値	その時点までにアイテムの状態検査を必要とする時点、又はそれに達した後、検査によって有用な状態情報が得られると考える時点。 <b>備考</b> 経年敷居値は、それに達する前に検査を実施しなければならない上限値として、又はそれに達する前に検査によって有用な状態情報が得られるとは考えられない下限値と規定してもよい。	threshold age
1060	運用機数	報告期間中に運航及び通常の整備に当てられている航空機の平均機数。 <b>備考</b> 運用機数は、期間中の使用可能航空機日数を、その期間の全日数で割ることによって算出する。使用可能航空機日数には、通常の整備及びオーバーホールに必要な日数を含める。	aircraft in service